

確定申告に関するお知らせ

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

詳細は国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。
※日本国内に住所がある方や、現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。

熊谷税務署からのお知らせ

確定申告受付のご案内

平成23年分の所得税の確定申告の受け付けは、2月16日(木)～3月15日(木)です。

今年の確定申告期間中は平日(月)～金曜日(以外でも2月19日と26日の日曜日)に限り、熊谷税務署で申告書の受け付けを行います。

パソコンを利用して

申告書を作成してみませんか

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの所得税の確定申告書や青色申告決算書・消費税の申告書などが作成できます。

e-Taxでらくらく申告

(国税電子申告・納税システム)

インターネットを利用して、自宅で確定申告や税務手続き、納税を行うことができます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

深谷コミュニティセンターに

申告会場を設けます

期間/2月15日(水)～3月12日(月)
※土・日曜日を除く

受付時間/午前9時30分～午後3時30分
※正午～午後1時を除く
場所/深谷コミュニティセンター(深谷市本住町17-1、JR深谷駅徒歩15分)
対象/次のいずれかに該当する方
①給与所得者で医療費控除の申告をする方
②平成23年中に中途退職したなど、年末

調整がお済みでない方
③公的年金などを受給している方
④給与・雑・配当・一時所得のみの方

※事業所得、不動産所得、譲渡所得および贈与税・消費税についての申告はお受けできません。国税庁のホームページをご覧ください。
※確定申告が不要でも、住民税の申告は必要です。

東日本大震災により

被害を受けた方へ

東日本大震災により、住宅や家財などに被害を受けた方は『震災特例法』の適用により、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、所得税の軽減等の措置を受けることができます。熊谷税務署では、この震災により被害を受けた方の方の申告相談会を開催しま

調整が不要な方
公的年金等の雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度の創設について
平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要となりました。詳細は熊谷税務署へお問い合わせください。
※医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができます。
※上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている場合は、確定申告書の提出が必要です。

公的年金等の雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度の創設について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要となりました。詳細は熊谷税務署へお問い合わせください。
※医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができます。
※上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている場合は、確定申告書の提出が必要です。

大里広域市町村圏組合からのお知らせ

おむつ代の医療費控除について

介護保険による要介護認定を受け、おむつを使用している方が、確定申告で医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、保険者(大里広域市町村圏組合)が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象と認められます。

ただし、次の要件をすべて満たすことが必要です。
・平成23年中に要介護認定有効期間があること
・要介護認定のための主治医意見書で、寝たきり状態にあり、尿失禁の発生可能性が確認できること
・おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降であること(初めてのの方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要)

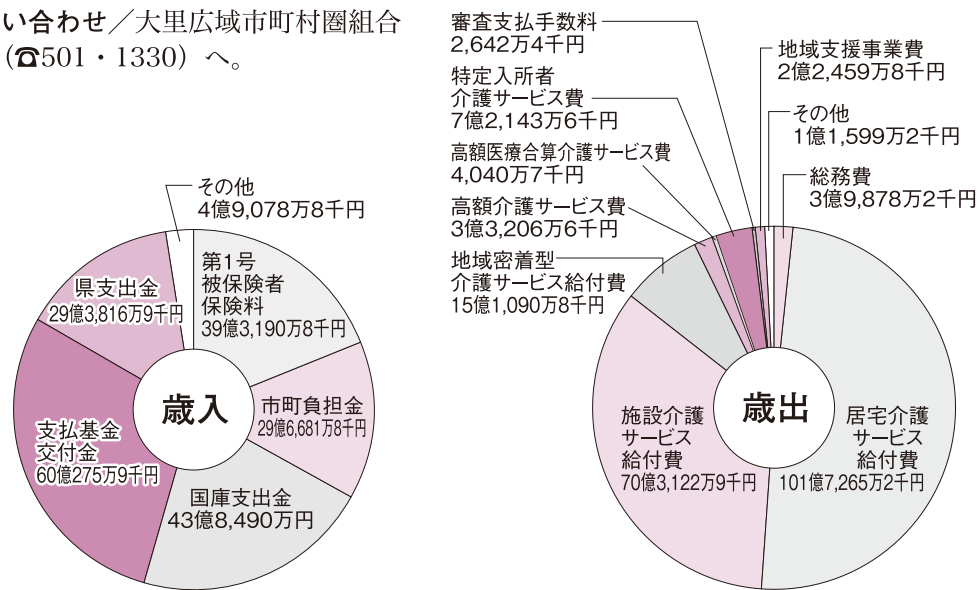
問い合わせ/大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)、または大里広域寄居介護保険事務所(健康福祉課内、☎581・2121内線123、124)へ。

平成22年度 介護保険特別会計決算

平成22年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算が確定したので、主要内容についてお知らせします。

歳入総額は207億1,534万2千円で、対前年度比5.5%増、歳出総額は205億7,449万4千円で、対前年度比5.4%増となりました。なお、平成22年度の歳入歳出差引残額は1億4,084万8千円です。

問い合わせ/大里広域市町村圏組合(☎501・1330)へ。



年金 あらいぐ

20歳になったら「国民年金」

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することも、そのひとつです。

国民年金は、日本に住んでいて20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより、私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで前もって保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し、現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。ただし、加入手続きや保険料の納め忘れがあると、年金が受け取れないこともありますので、ご注意ください。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など、保険料の支払いを猶予する制度がありますので、保険年金課で国民年金の加入手続きと合わせて申請してください。

問い合わせ/埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。
※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。